

このニュースレターは、EPA(経済連携協定)及び、外国人看護師・介護福祉士に関する全国ニュースをダイジェストでまとめたものです。

**○介護 EPA 人材、試験免除で特定技能に
(2019/5/16 日本経済新聞)**

厚生労働省と法務省は経済連携協定(EPA)に基づいて介護福祉士の候補者として来日した外国人について、一定の条件を満たせば試験を受けずに、新たな在留資格「特定技能」に移行できるようにした。国内で経験を積んだ外国人の活躍の場を増やし、介護分野の人手確保につなげる狙い。

両省が運用要領の一部を改正した。無試験で移行するには日本で4年間就労し、介護福祉士試験で合格点の5割以上の得点を取得していることなどが条件になる。特定技能に移行すれば、さらに最長5年間、介護施設で働けるようになる。

EPAに基づき介護福祉士候補者として入国した外国人は2018年度時点で約4300人。18年に受け入れを始めた技能実習生は無試験で特定技能に移行できるため、EPAで入国した外国人についても同様の取り扱いを求める声が受け入れ施設などから上がっていた。

また、両省は16日、特定技能に技能実習制度から移行できる対象業種として「宿泊」を追加すると発表した。宿泊の技能実習の期間を現在の1年から最大3年に延ばす。技能実習から特定技能へ試験なしで移行するのに必要な3年の技能実習期間が確保できるようにする。

同日付で、技能実習法の施行規則改正案を公表し、パブリックコメント(一般からの意見募集)を始めた。集まった意見を踏まえ、7月にも新規則を施行する。

**○比看護師・福祉士候補生 308人、来月日本へ
(2019/5/22 アジア経済ニュース)**

日本・フィリピン経済連携協定(JPEPA)の枠組みで、日本で看護師や介護福祉士として働くことを目指す、フィリピン人候補者の第11陣の国内研修が21日に終了した。候補者は308人で、日本に向け来月

出発する。介護福祉士は、4月に開始した新たな在留資格「特定技能」への移行も可能だ。

マニラ首都圏タギッグ市の技術教育技能開発庁(TESDA)で21日、研修閉講式が行われた。TESDAなど3機関で日本語能力に基づく全19クラスが設置され、看護師候補者41人、介護福祉士候補者267人が半年間の研修を終えた。

候補者は来日後も、海外産業人材育成協会(AOTS)が実施する半年間の研修を受講する。その後、各受け入れ施設で就労・研修を行いながら国家試験に挑戦する。在留できる期間は看護師候補者が3年、介護福祉士候補者が4年。看護師候補者は期間中に最大3回、介護福祉士候補者は4年目に1回、国家試験を受験できる。一定の条件を満たす者は1年間の滞在延長が可能で、国家試験に合格すれば、日本での就労が可能となる。

日本はEPAに基づき、08年にインドネシア、09年にフィリピン、14年にベトナムから各候補者の受け入れを開始。3カ国からこれまでに約4,300人が来日している。

国家試験で合格したフィリピン人候補者は、今年の試験で看護師が31人、昨年の試験で介護福祉士が95人だった。

■特定技能の試験免除

厚生労働省と法務省はこのほど、4月に開始した在留資格「特定技能」の外国人受け入れに関する運用要領を一部改訂した。

EPAに基づき来日した介護福祉士候補者について、日本で4年以上就労し、国家試験で合格点の5割以上の得点を取得している場合、試験を受けずに「特定技能」への移行が可能となる。移行後はさらに最長5年間の就労資格が与えられる。

日本の介護人材は、2025年に約34万人が不足すると試算されている。

○愛知県は外国人材の介護分野への参入促進のため補助金を交付(2019/5/24 ASEAN PORTAL)

愛知県は、外国人材の介護分野への参入を促進するため、「外国人介護留学生奨学金等支給支援事業費補助金」と「外国人介護留学生学習支援事業費補助金」の交付申請の受付を開始したことを発表した。愛知県では、介護福祉士国家資格の取得を目指す留学生に対して将来の就労予定先である介護施設等が支給する奨学金や、介護福祉士養成施設がカリキュラムとは別に行う日本語学習等の補講に必要な経費の一部を補助する制度を今年度から新たに創設した。この制度の補助対象期間は、2019年4月1日から2020年3月31日までとなる。申請の締切は、2019年7月26日となる。

「外国人介護留学生奨学金等支給支援事業費補助金」は、介護福祉士国家資格取得を目指す留学生に対して介護施設等が支給する奨学金等に対する補助となる。補助の対象となる経費は、日本語学校の学費、介護福祉士養成施設の学費及び入学準備金、就職準備金、国家試験受験対策費用並びに居住費などの生活費となる。補助の対象となる事業者は、愛知県内に所在する介護保険に基づく指定介護サービス事業所及び施設の開設者となる。補助率は、補助対象経費の1/3以内となる。

「外国人介護留学生学習支援事業費補助金」は、介護福祉士養成施設が留学生に対し、カリキュラム時間外に行う日本語学習や介護の専門知識等の補講等に対する補助となる。補助の対象となる経費は、介護福祉士養成施設が行うカリキュラム外講義の開催に必要な経費、具体的には賃金・超過勤務手当・報償費・需用費・役務費・使用料・賃借料などとなる。補助対象となる事業者は、介護福祉士養成施設を運営する法人となる。補助率は、補助対象経費の3/4以内となる。

○介護「外国人頼み」に 3つの死角 漂流する社会保障(2019/4/12 日本経済新聞)

政府は4月、外国人労働者の受け入れ拡大にかじを切った。とりわけ人手不足が深刻な介護は今後5年間で最大6万人と業種別で最多の受け入れを見込むが、門戸を広げれば簡単に達成できるほど甘い話ではない。膨らむ介護需要の支え手を外国人に頼れるのか。その確度を検証すると、3つの死角が浮かび上がる。

■死角(1)先進国間の人材争奪戦が激化

「もらえる給料がはるかに高いドイツに行きま

す」。地元の介護施設に海外人材を紹介する公益社団法人、横浜市福祉事業経営者会の嘉代哲也事務局長はベトナムの女子大生の一言に面食らった。この学生はもともと同国の大学講師から紹介を受け、留学生として来日後に市内の介護施設で働いてもらう予定だった。嘉代氏も2017年夏、スカイプを通じた面接で好印象を抱き、ベトナムで直接会って本採用を決めようとしていたが、取り逃がしてしまった。経営者会では過去に20人程度の留学生を介護施設につないできたが、「ベトナム人は親日が多いと聞くし、断られるケースは想定していなかった」（嘉代氏）。

フィリピンの介護人材育成機関の日本人幹部も「日本に送り出そうと育てた人材が欧米に流れる傾向が強まっている」と指摘する。同氏によると、カナダのフィリピン人介護士の給与は月1600ドル（約17万8千円）と日本と同程度だが、住居の提供など待遇が良く、数年後に永住権取得のチャンスも得られる。

日本の介護や医療関連の人材の平均賃金はドイツや英国に劣るという大和総研の分析もある。日本側が取り込みを期待するアジアの人々からみると、地理的な近さや治安の良さは評価できるものの、就労条件が他国より魅力的とは言い難い。

高齢化による需要拡大を踏まえ、政府は介護分野で19～23年度の5年間に30万人程度の人手不足が生じると試算。同期間で最大6万人の外国人を取り込み、単純計算で不足分の2割程度の穴埋めを狙う。4月の改正出入国管理法の施行と就労期間の延長に道を開く在留資格「特定技能」の創設をてこに、外国人の受け入れを加速する構えだ。（後略）

一般社団法人
外国人看護師・介護福祉士支援協議会

〒102-0083 東京都千代田区麹町 2-12-1
VORT 半蔵門ビル 6階
TEL : 03-6666-8163 FAX : 03-3221-4717
E-mail : zen-kangokaigo@jiaec.jp

担当：伊藤、小中
©一般社団法人
外国人看護師・介護福祉士支援協議会
無断複製・転載を禁ず